

平成21年6月25日

各都道府県保険者協議会 御中  
医療保険者各位

保険者協議会中央連絡会

### 集合契約Bにおける委託元保険者情報変更時の取扱いについて

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約（集合契約B）の成立により年度当初から実施体制を確立し、特定健診・保健指導が順次実施されている状況と拝察致します。

さて、集合契約Bにおいては、関係者が多岐におよぶことから、特に整理が必要な事項や円滑に実施するための共通ルール等について、保険者協議会中央連絡会にて協議し決定した方針として逐次ご案内しており、これに沿った関係者の取組みを進めていただけてきたところですが、今般新たに委託元保険者情報の変更時の手続き・取扱いについて、その方法等を別添のとおり整理しましたので、ご案内致します。

各位におかれましては、大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、引き続き宜しくお願い致します。

## 集合契約Bにおける委託元保険者情報変更時の取扱いについて

平成21年6月25日  
保険者協議会中央連絡会

特定健診・保健指導の集合契約（パターンB<sup>\*1</sup>）に参加し、契約書の委託元保険者一覧に登載されている保険者において、契約期間中に保険者番号、保険者名、郵便番号、所在地、電話番号に変更が生じた場合の取扱いについては、以下の作業手順により変更処理を行うこととする。

手順	実施者	作業項目	期限等
1	保険者	保険者は、代行機関に届け出た情報に変更が生じた場合、代行機関の所定の様式（支払基金であれば「特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届」）を作成し、業務委託した代行機関に送付。	随時
		保険者は、委託元保険者一覧表の記載内容に変更が生じた場合、「委託元保険者情報変更届」を作成し、保険者団体の中央組織 <sup>*2</sup> に送付。	
2	代行機関	代行機関は、保険者情報マスタ・契約書情報マスタ等を更新。	支払基金の場合、「保険者変更届」を20日までに受理した場合、翌月6日以降に支払基金で受付する請求データから反映
3	保険者団体の中央組織	保険者団体の中央組織は、傘下保険者から受理した情報を受付・とりまとめのうえ、「委託元保険者情報変更一覧」を作成。 ※ 当該保険者が参加している都道府県に送付するため、複数の保険者に変更が生じ、かつ、参加している都道府県が異なる場合、 <b>都道府県ごとに作成</b> する必要がある。	適宜
4		保険者団体の中央組織は、「委託元保険者情報変更一覧」を各都道府県の保険者協議会 <sup>*3</sup> へ送付。 ※ 変更のあった保険者が集合契約Bに参加している都道府県にのみ送付。 ※ 委任状とりまとめデータ送付時のメールアドレス宛に電子媒体を電子メールでも送信。	毎月5日まで ※ 5日が休日の場合は、前日（前日も休日の場合は、前々日）
5	各都道府県の保険者協議会 <sup>*4</sup>	各都道府県の保険者協議会は、保険者団体から送付された「委託元保険者情報変更一覧」を元に、「委託元保険者一覧表情報変更届」を作成。	適宜

\*1 各市町村における国保の実施機関等との契約をベースにした集合契約。

\*2 保険者団体の中央組織とは、各保険者団体で委任状をとりまとめ、各都道府県の保険者協議会に送付した者。

\*3 送付先は、委任状を送付した住所・宛先（各都道府県の国民健康保険団体連合会）とする。

\*4 作業手順5～8については、契約代表者、参加保険者（事務分担により契約作業を行うこととされた者）、保険者協議会事務局（国保連）のいずれかで行う。

6	各都道府県の 保険者協議会	各都道府県の保険者協議会は、「委託元保険者一 覧表情報変更届」を集合契約Bの相手方(乙)に送 付。	毎月 20 日までに必着 ※ 20 日が休日の場合 は、前日(前日も休日 の場合は、前々日)
		各都道府県の保険者協議会は、「委託元保険者一 覧表情報変更届」を代行機関(支部等)に送付(情報 提供)。	
7		各都道府県の保険者協議会は、「6」で送付した委 託元保険者一覧表情報変更届を、保険者団体の中 央組織に送付。 ※ 「4」で委託元保険者情報変更一覧の送付を受けた保険者団 体の中央組織のみに送付。 ※ 保険者協議会ホームページを有効的に活用した効率的な周 知(ホームページに掲載し、その旨を保険者団体の中央組織 に電子メールで報告。または、 ※ 作成した電子媒体で保険者団体の中央組織に電子メールに より送付。	委託元保険者一覧表 情報変更届を契約の 相手方(乙)等へ送付 した月の翌月の 5 日 まで
8		各都道府県の保険者協議会は、委託元保険者一 覧表情報変更届を契約書と併せて保管。	適宜
9	保険者団体の 中央組織	保険者団体の中央組織においては、各都道府県 の保険者協議会から受理した委託元保険者一覧表 情報変更届について、必要に応じて適宜編集・加工 を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※ ①イントラネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームペ ージへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法に より情報提供。	適宜
10	各保険者	必要に応じ、加入者向けの周知資料の修正等	適宜

(その他留意事項等)

- 保険者の解散・他の保険者への吸収合併等の場合も、原則としてこの取扱いにより関係者間の情報共有を図ることとする。
- 各保険者は、契約書別紙「委託元保険者一覧表」情報に変更が生じたことによる実施機関等からの照会に対して、誤りのないよう丁寧に対応する。

委託元保険者情報変更届

(住所) 〇〇県〇〇市1-1-1

(氏名) 〇〇健康保険組合

印

集合契約の契約書別紙「委託元保険者一覧表」に記載されている保険者情報に、下記のとおり変更が生じたので、届出をします。

記

委託元保険者名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
〇〇健康保険組合				

(注1)「変更事項」欄には、集合契約の標準的な契約書例(ひな型)の別紙「委託元保険者一覧表」の事項名を記載。

※記載対象は、「保険者番号」「委託元保険者名」「郵便番号」「所在地」「電話番号」の各事項であり、「委託範囲」を除く。

(注2)「変更年月日」は、変更事由が生じた年月日を記載。(例:「平成〇〇年〇月〇日」)

(注3)変更事項が2以上ある場合、1事項につき1行として行を追加して記載。

(注4)保険者の解散・他の保険者への吸収合併等の場合は、次のように記載。

例:解散の場合

「委託元保険者名」欄は、契約書の別紙「委託元保険者一覧表」に記載されている保険者名を記載 / 「変更事項」欄に括弧書きで解散の旨記載・・・(解散) / 「変更前」欄・・・空欄 / 「変更後」欄に括弧書きで移管先を記載・・・(全国健康保険協会へ移管) / 「変更年月日」欄は解散年月日を記載

(注5)保険者の解散・他の保険者への吸収合併等の場合は、解散等の前に属していた(契約時の委任状とりまとめを行った)保険者団体の中央組織に送付。

以上

(添付書類) 変更事項が確認できる書類

〇〇県保険者協議会 契約代表者 様

(住所) 東京都〇〇区1-1-1

(氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

印

委託元保険者情報変更一覧(平成〇〇年〇月変更分)

保険者から集合契約の契約書別紙「委託元保険者一覧表」に記載されている情報に、下記のとおり変更が生じた旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

記

項番	委託元保険者名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
1	〇〇健康保険組合				
2	〇〇健康保険組合				
3	〇〇健康保険組合				
4	〇〇健康保険組合				

以上

\_\_\_\_\_様

〇〇県保険者協議会

契約代表者

〇〇県〇〇市1-1-1

〇〇健康保険組合 印

理事長 〇〇 〇〇

委託元保険者一覧表情報変更届(平成〇〇年〇月変更分)

平成〇〇年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書(契約書番号〇〇〇〇)記載事項に下記のとおり変更があったので、届出をします。

記

項番	委託元保険者名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
1	〇〇健康保険組合				
2	〇〇健康保険組合				
3	〇〇国民健康保険組合				
4	〇〇共済組合				

以上